



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

映画の制作現場における クリエイターの取引環境に係る実態調査について 【ポイント】

令和7年12月



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

調査趣旨

◆ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、（令和7年）年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」とされた（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版にも同旨の記載あり。）。



◆ クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境について本調査を実施。

調査方法

アンケート調査

送付数	制作会社 : 1607社 フリーランス : 2000者超
回収数	制作会社 : 436社 (27.1%) フリーランス : 143者
実施期間	令和7年6月9日～7月14日

情報提供フォーム（映画・アニメ共通）

回答数：計219名

ヒアリング調査

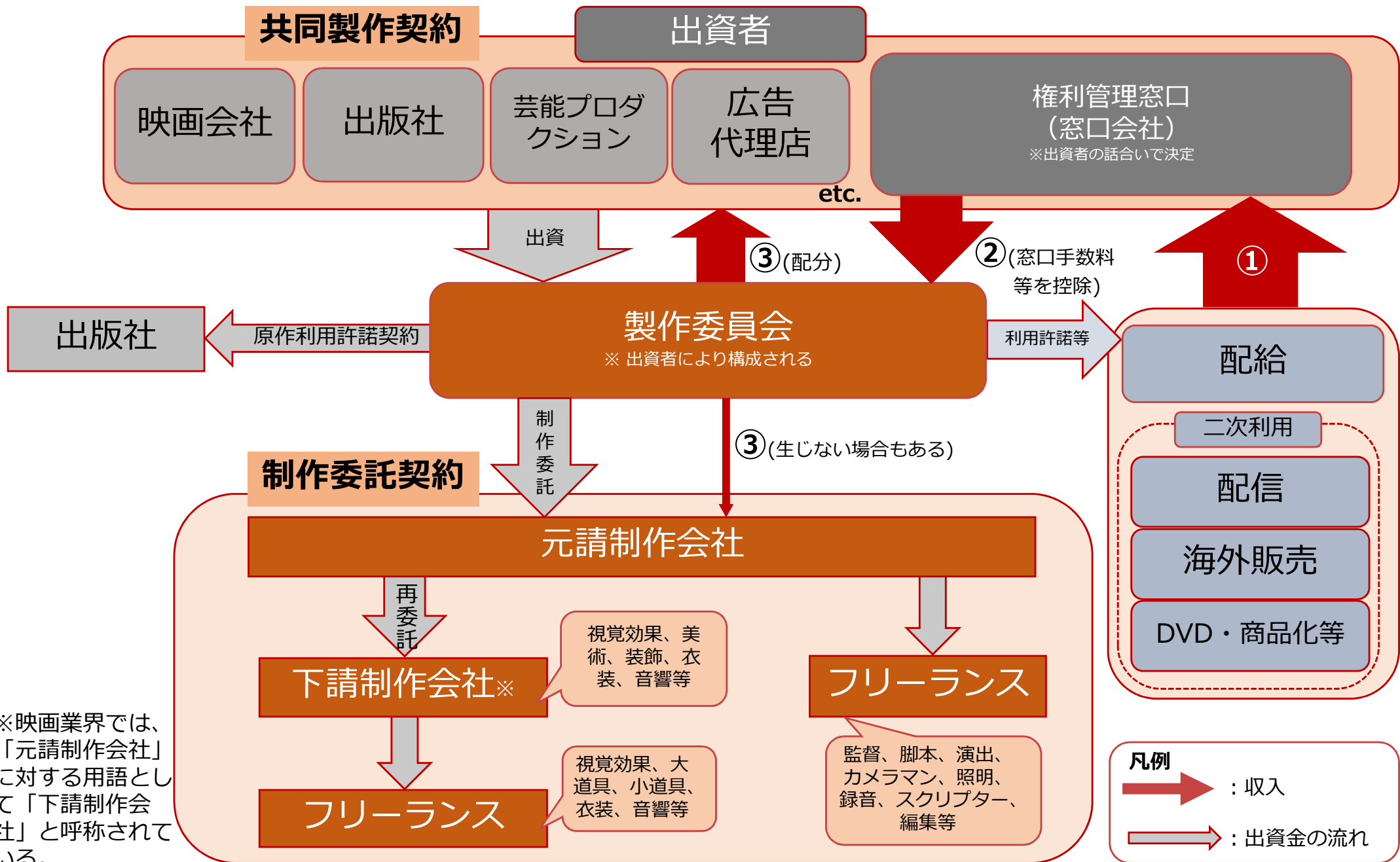
制作会社	21
フリーランス	22
業界団体	5
製作委員会等	14
有識者（弁護士・学者等）	5
合計	67

公正取引委員会の対応

- 独占禁止法上、取適法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる行為の未然防止の観点から、関係事業者団体等に対して、本報告書の内容を周知。
- 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法等の違反行為に対しては厳正・的確に対処。
- 本報告書の内容を基に、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定、公表する予定。

映画製作に係る市場の概要（取引主体）

取引主体と収益構造（製作委員会方式の場合）



本報告書の主な指摘事項

	取引段階	問題となり得る行為	違反となり得る類型及び適用法令
製作委員会・ 元請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法）、優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 著作権の無償譲渡	
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	
		◆ 減額、支払遅延（不払）	減額、支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
元請制作会社・ 下請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 減額、支払遅延（不払）	減額、支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
制作会社・ フリーランス間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法）
		◆ 著しく低い報酬水準	買いたたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法） 協議に応じない一方的な代金決定（取適法）
		◆ 短納期発注による割増料金等の不払	
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 減額、支払遅延（不払）	減額、支払遅延（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
			問題となり得る行為等
動画配信事業者・元請制作会社間の取引			協議に応じない一方的な代金決定（取適法）、視聴回数等の情報の開示

※取適法（改正下請法）が令和8年1月1日から施行されるため、取適法の規制に基づいて記載している